

協議会だより

「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」交付申請書の提出期限について

二〇二二年二月十七日、内閣府子ども・子育て本部参事官と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の実施及び交付申請において御留意いただきたい点について」が发出されました。

この事務連絡は、「保育士等処遇改善臨時特例交付金（放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業）」（以下、「今回の処遇改善事業」）について、「期限までの申請（※）」をしなかった場合には、補助対象外となると説明を受けている」といった相談が、各学童保育や運営者から複数あったことなどをふまえて、自治体に留意しては

しい点をまとめ、関係者に周知することを依頼したものです。主な内容はつぎのとおりです。

*「申請」には、市区町村への賃金改善計画書の提出や、処遇改善事業を実施するかの意向確認なども含まれます。

1. 交付金の交付申請に当たって特に御留意頂きたい点

○市町村の国に対する交付金の交付申請に当たっては、施設・事業所の実施見込みを基に概算による交付申請を行うことも可能であることから、可能な限り、第二回交付決定に間に合うよう交付申請を行っていただきたいこと。

○都道府県（市町村の交付申請の取りまとめ）から国への第二回交付決定に関する交付申請書の提出期限については令和四年二月二一日（月）としているが、可能な範囲で柔軟な対応を行うこととして

いるので、期限までの提出が困難な場合には必ず個別に相談いただきたいこと。

○また、止むを得ず第二回交付決定に交付申請が間に合わなかった場合であっても、令和四年度に、令和三年度分の経費も併せて申請を行うことが可能であること。ただし、この場合であっても、施設・事業所においては、令和四年二月・三月分の賃金改善額について令和三年度内に支払っている必要があることにくれぐれも留意いただきたいこと。

○なお、市町村において、施設・事業所が三月までに処遇改善の取組を実施したにもかかわらず、市町村で定めた期限までに申請がないことを理由として、補助の対象外とすることは適当ではないこと。

また、事務連絡の「2. 公設公営の施設・事業所における賃金改善について」には、「地方公務員である公設公営の施設・事業所の職員について、昨年一二月の総務

省公務員部の通知（別添1）や、今回示している自治体の取組事例（別添2）も参考に、積極的な実施について検討いただきたいこと」と記されています。

「今回の処遇改善事業」は、二〇二二年一月十九日の閣議決定「コロナ克服・新時代のための経済対策」を受けて、全国各地の現場の声が全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）に集められ、国や国会議員に要望しつづけたこともあって実現されたものです。

これまで一部の市町村では、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」などを活用して指導員の処遇改善が行われてきました。そのことが、指導員の安定的な雇用や常勤化、有資格者の複数配置の実現につながり、学童保育が子どもにとっての「生活の場」となることにつながっています。

しかし現在、処遇改善に関わるこれらの事業を活用している市町

村は全体の約二割にとどまっています。依然として多くの地域で、「求められる職責の重さに対して処遇が低い」などを理由に離職者が多かったり、求人しても人が集まらないなど、指導員のなり手不足が深刻です。また、短時間雇用の職員だけで保育を行っていたり、職員の入れ替わりが激しいことから、継続して子どもや保護者と関われないなど、学童保育で子どもが安全に安心して過ごすことが困難な状況が生まれている地域も少なくありません。

今後とも国や自治体に向けて、現状の改善を求めて働きかけると共に、このたびの事務連絡も活用して「今回の処遇改善事業」の実施を要望し、指導員の継続的で安定的な雇用・就労の実現と、人材育成を実現していきましょう。

新型コロナウイルス感染症対策関係FAQが更新されました

二〇二二年二月現在、「新型コ

ロナウイルス感染症」拡大の「第六波」で、子どもたちへの感染が広がっているなか、各学童保育では、保護者、自治体担当者や学校との連携・協力をもとに連絡・調整を図り、感染拡大防止の手立てを講じています。

二〇二二年二月一日付で、内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局子育て支援課連名の事務連絡「地域子ども子育て支援事業にかかわる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ」について（令和四年二月一日現在）が発出されました（「FAQ」はこの間、複数回にわたって更新されています）。

以下、今回の更新版からいくつか特徴的なことを紹介します。

◆「放課後児童クラブにおいて感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか」という問いの答え、「都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い……」と

これまでであった記述に、以下の内容が加筆されています。

「開所を続けるか又は休所とするか、休所とした場合の範囲や期間について、地域の感染状況や事業の提供状況等を踏まえ、放課後児童クラブにも状況を確認のうえ、市町村として最終判断をするようにお願いします（放課後児童クラブのみの判断で休所を行うことは適切ではありません）。休所する場合でもできる限り休所の範囲と期間を限定できるように、都道府県の保健衛生部局等と連携の上、検討をお願いします」（No.2）

◆「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」には、どのようなものが想定されるかとの問いに、「育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）（No.24）」と、学童保育を含むことが明確に示されました。

◆オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたオミクロン株の潜伏期間

に関する科学的知見に基づき、陽性者との接触等から七日間（全国連協事務局注・一月二四日付のFAQでは「二〇日間」とすることに加え、地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下で、濃厚接触者とされた放課後児童支援員等を含む社会機能維持者については、抗原定性検査キットにより四日目と五日目に検査を行い、陰性であった場合には、七日を待たず、待機を解除する取扱いを実施できることとされています（全国連協事務局注・一月二四日付のFAQでは「六日目と七日目に検査を行い」「二〇日待たず」）。（No.24）

二〇二二年二月一日付のFAQは、厚生労働省のホームページに掲載されています。また、全国連協発行の冊子『学童保育情報二〇二二―二〇二三』にも「新型コロナウイルス感染症」関連の資料が収録されていますので、ぜひご利用ください（本誌七三頁参照）。